年金のお知らせ
戸籍年金係　　内線333

未支給年金を受け取れる遺族の範囲が拡大されました

【これまでは】
未支給年金(亡くなった方が受け取れるはずであった未払いの年金)を受け取ることのできる遺族の範囲は、亡くなった方と生計を同じくしていた「配偶者、子、父母、孫、祖父母または兄弟姉妹」でした

【平成26年4月からは】
これまでの遺族の範囲に加えて、「それ以外の3親等以内の親族(甥・姪、おじ・おば・子の配偶者など)」まで広がります。
※平成26年4月1日以後の死亡が対象となります。

「新たに未支給年金を受け取れる遺族」

1親等	子の配偶者・配偶者の父母
2親等	孫の配偶者、兄弟姉妹の配偶者、配偶者の兄弟姉妹、配偶者の祖父母
3親等	曽孫、曽祖父母、曽孫の配偶者、甥・姪、おじ・おば、甥・姪の配偶者、 おじ・おばの配偶者、配偶者の曽祖父母、配偶者の甥・姪、配偶者のおじ・おば

【手続の方法】
お近くの年金事務所に請求書を提出してください。(ただし、受給している年金の種類によって例外的に役場で手続する場合もございますので事前にご相談ください。

５月から教育委員会が役場庁舎に移転します

これまで、自治センター内にあった教育委員会事務所が５月１日より、役場２階に移転します。

今までの教育委員会事務所跡は、読書や休憩のやすらぎの場として、また、インターネットの使用なども自由にできる住民多目的ホールとして利用できます。

管理体制も常駐の職員等を配置し、これまで同様、住民が安心して利用できるよう配慮します。

なお、役場２階スペースは教育委員会移転に伴い、右のとおりの部署配置に変更いたします。

【５月からの教育委員会連絡先】
☎57－2111（内線712）

【変更前の自治センター配置図】

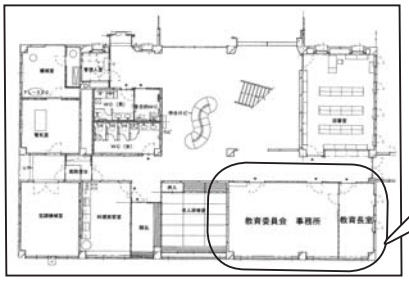

【５月からの自治センター予定配置図】

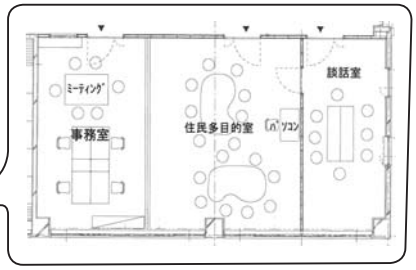

【５月からの教育委員会配置図】

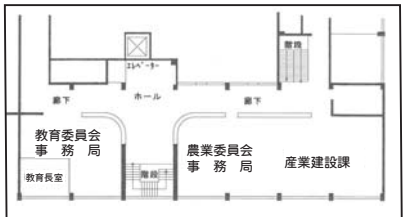

役場庁舎２階　配置図

※自治センター及び運動公園のご利用については、今までどおり自治センターに電話連絡をするかまたは自治センター事務室に直接お申込みください。
【上記申込みに関する連絡先】
自治センター事務室　☎57－2011

犬の糞（ふん）は持ち帰りましょう！